

**「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」  
に基づく食品表示基準改正の検討に対する意見・要望**

平成28年12月19日  
日本チェーンストア協会  
食品委員会委員 岸 克樹

11月2日開催の「第10回加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において提案された中間取りまとめ（案）を一部修正し、去る11月29日に「中間取りまとめ」が公表されました。今般、この中間取りまとめに基づき食品表示基準改正の検討が行われることとなりましたが、今後の議論に当たり以下のとおり意見・要望を申し述べます。

記

1. 「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」において提示された内容そのままに、食品表示基準として新たに規定することについて反対します。その理由は、概ね以下の3点です。

- 今般の原料原産地表示制度の検討に当たっては、
  - ①農林漁業者が自らのブランド力を生かし、国内外の競合産地と適正に競争できること
  - ②消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資すること
  - ③農林水産業の成長産業化を一層進めることを目的として進められてきたことは明らかです。しかしながら、今般の義務化によってそれぞれの目的がどのように達成されるのかについてはほとんど議論されていないと感じています。義務化の検討を進める上で、これらの目的達成に対する有効性を検討する必要があります。
- 原料原産地の「国別重量順表示」の原則の困難性を克服する方法として、可能性表示や大括り表示等の例外措置が盛り込まれたと承知していますが、「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資する」ためには、新たな原料原産地表示が一般の消費者から「分かりやすく、正しく、合理的な表示である」との理解を得られるものであるか否か、あるいは「原産地情報についての誤認を招くおそれがあるか否か」の検証が決定的に不足しているのではないかと考えられます。

- また、原料原産地表示が「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資する」ものであるためには、表示される情報がサプライチェーン全体を通して正しいことが前提となります。対象を重量割合上位1位に限定した場合であっても、全ての食品をサプライチェーン全体で正しくトレースできる仕組みが確立していない中で、どこまで真正性を確保できるのかについての検討が十分ではないと思われ、最終表示者の一員として責任をもって表示することはやはり困難であると言わざるを得ません。

## 2. 以上のような観点から、食品表示部会における今後の検討に当たっては、以下の点を踏まえて再検討していただくよう要望します。

- (1) 原料原産地表示が「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資する」ものであるためには、表示される情報がサプライチェーン全体を通して常に正しいことが前提でなければなりません。このような観点から、現行基準の加工食品の範囲において原材料を確実にトレースできるものを基本として、義務表示の対象について再検討していただくよう要望します。
- (2) 表示方法については、誤認のおそれが払しょくしきれない例外措置を採用するのではなく、消費者ニーズへの対応や表示の分かりやすさ、国産品の振興等の観点から「国産である旨の強調表示」や「国産マーク表示の推奨」等の多様な表示方法も含めて、再検討していただくよう要望します。
- (3) なお、「国産」を定義する場合には、消費者の誤認を招くことのないように慎重な検討が必要です。対象や範囲を定義する以上、もちろん一定の基準の整理は必要ですが、消費者の理解と納得感、事業者の実行可能性、他の制度等との整合等を総合的に勘案して慎重に検討していただくよう要望します。
- (4) 消費者の利活用の面からは「容器包装への表示」が基本となるべきことは理解していますが、一方で、このことが原料原産地表示の実行可能性を低くしている一因とも思われます。ホームページ等での表示について補足的な位置付けに留めるのではなく、現在行われている多様な表示の実態も踏まえて、表示媒体についても再検討していただくよう要望します。

食品表示部会における今般の原料原産地表示に係る食品表示基準改正の検討を通じて、消費者ニーズに的確に対応することができ、さらに農林漁業者の発展と国産品の振興に寄与する原料原産地表示制度が立案されるよう期待します。

以上